証券コード 5819

(発送日) 2024年3月7日

(電子提供措置開始日) 2024年3月1日

株主各位

愛知県日進市藤枝町奥廻間1201番地10

## 力力し電気株式会社

取締役社長 中 島 正 敬

## 第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。 さて、当社第51期定時株主総会を下記により開催いたしますので、 ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しましては、本書面で、または株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 https://www.canare.co.jp (上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「IRニュース」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/5819/teiji/

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月21日(木曜日)営業時間終了の時(午後5時30分)までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

当社定時株主総会にご来場の株主様へのお土産は廃止とさせていただきました。 何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

## [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使につきましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

#### 「書面 (郵送) による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限まで に到着するようご返送ください。

敬具

**1. 日 時** 2024年 3 月22日 (金曜日) 午後 1 時 (受付開始 正午)

2. 場 所 愛知県名古屋市千種区覚王山通8丁目18番地

ホテル ルブラ王山 2階「飛翔の間」

3. 目的事項 報告事項

1. 第51期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第51期 (2023年1月1日から2023年12月31日まで) 計算 書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

第5号議案 役員賞与支給の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権行使をされた場合 は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1 名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明 する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の3日前までに議決権の不 統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお 願い申しあげます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトに 修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してく ださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



## 株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会 場受付にご提出ください。

日時

2024年3月22日 (金曜日) 午後1時(受付開始:正午)



## 書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議 案に対する替否をご表示のう え、ご返送ください。

行使期限

2024年3月21日 (太曜日) 午後5時30分到着分まで



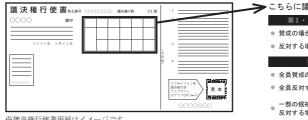
## インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議 案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月21日 (木曜日) 午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。 第1・3・4・5号議案

- 賛成の場合 ≫ 「替 | の欄にO印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄にO印

全員替成の場合

- 「賛」の欄に〇印 「否」の欄に〇印
- 「賛」の欄に〇印をし、 反対する候補者の番号を ご記入ください。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権 行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行 使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



#### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コトデリ・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

# 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



**4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00)

## (添付書類)

## 事業報告

(2023年1月1日から 2023年12月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く経営環境は、長引くロシア・ウクライナ問題や中東情勢の激化、中台関係の悪化の長期化など、地政学リスクが一層高まり不安定な状況が続きました。一方で人々の交流を阻んだ新型コロナウイルス感染症が一定の収束を迎え、経済はポストコロナの世界に向かって一気に動き始めました。

こうした状況下、当社グループは、次世代成長製品として位置付けるITネットワーク関連製品など新規製品の開発および普及活動に注力するとともに、経営体質の強化に取り組んでまいりました。また、大幅な円安の進行や銅価格安定は当社にとって追い風となりました。

その結果、国内の売上は前年同期を上回り、海外では円安の継続により 海外全体での業績が好調であったことに加え、台湾における大型工事物件 の完成により大幅な増収増益となりました。

以上により、連結売上高は12,872百万円(前連結会計年度比15.3%増)となり、利益面でも増収に伴い営業利益1,668百万円(前連結会計年度比41.7%増)、経常利益1,739百万円(前連結会計年度比38.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益1,188百万円(前連結会計年度比36.8%増)となりました。

製品別の売上状況(連結)は次のとおりであります。

区		分		分		分		分		前連結会計年度売上高	構成比	当連結会計年度売上高	構成比	対前連結会計年度 増減率	
ケ	_	ブ	ル	3,994百万円	35.8%	4,312百万円	33.5%	8.0%							
ハ	_	ネ	ス	2, 535	22. 7	2, 804	21.8	10.6							
機器	(パ	ッシ	ブ)	1,848	16. 5	2, 044	15. 9	10.6							
コ	ネ	ク	タ	1,579	14. 2	1,676	13.0	6.1							
機器	(電		子)	649	5.8	985	7. 7	51.8							
そ	Ø.	)	他	560	5. 0	1,048	8. 1	87. 2							
合			計	11, 167	100.0	12,872	100.0	15. 3							

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は142百万円で、 その主なものは当社新横浜本社移転に伴う内装設備工事であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金及び運転資金は、自己資金によって充当いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第48期	第49期	第50期	第51期	
区	分	自 2020. 1.1 至 2020. 12.31	自 2021. 1. 1 至 2021. 12. 31	自 2022. 1. 1 至 2022. 12. 31	自 2023. 1. 1 至 2023. 12. 31	
売 上	高(百万円)	9, 697	10, 034	11, 167	12, 872	
経 常 利	益(百万円)	984	1,069	1, 260	1, 739	
親会社株主に帰属 当 期 純 利	する 益(百万円)	679	681	868	1, 188	
1株当たり当期	朝純利益(円)	100.67	100. 96	128. 74	175. 26	
総資	産(百万円)	15, 263	16, 273	17, 731	18, 908	
純資	産(百万円)	13, 917	14, 716	15, 694	17, 021	
自己資本	比 率(%)	91. 1	90. 4	88. 5	90.0	
1株当たり純	資産額(円)	2, 062. 00	2, 180. 38	2, 325. 27	2, 503. 15	

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 4	,	資	本	金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
Canare Corporation of Americ	a	ŧ	550千米	ドル	100%	米国・カナダ・中南米諸 国における当社製品の販 売
Canare Corporation of Kore	a	1, 000, 0	000千ウ	オン	100%	韓国における当社製品の 販売
Canare Corporation of Taiw	an	10, 0	000千新台	湾ドル	100%	台湾における当社製品の 販売
Canare Electric (Shanghai Co., Ltd.	)	5, 1	793千人	民元	100%	コネクタ及び機器 (パッシブ) 製品の製造・販売
Canare Electric Corporation of Tianjin		2,8	896千人	民元	100%	中国・香港における当社 製品の販売
Canare Singapore Private Ltd		4	250 <sup>千ジンフ</sup>	b゛ホ゜ール	100%	韓国・台湾・中国を除く アジア地域における当社 製品の販売
Canare Electric India Priva Ltd.	te	28, 0	000千心	\"Nt°-	100%	インドにおける当社製品 の販売
Canare Europe Gmb	Н		350千ユ	— П	100%	欧州における当社製品の 販売
Canare Middle East FZ	CO	1, (	000千デ	ルハム	100%	中東における当社製品の 販売
カナレハーネス	株)		40百万	円	100%	ハーネス及び機器 (パッシブ・電子) 製品の製造・販売
	ド (株)		70百万	円	100%	機器 (電子) 製品の開 発、設計、製造及び販売
カナレシステムワークス	(株)		20百万	円	100%	AV機器収納用卓及びワ ゴンの設計、製造及び販 売

#### (4) 対処すべき課題

① 成長事業への取り組み

当社はデジタルトランスフォーメーション (DX) を成長領域と位置付け、新たな事業ポートフォリオの再定義による製品開発強化と新規事業への取り組みを進めてまいります。ICTを中心としたDX分野で当社の強みを生かせる放送局やAV市場のお客様に向け、リソースを重点的に投入してまいります。

② グローバルな生産・物流体制の改善

当社は国内における物流2024年問題、海外の地政学的リスク等に伴うリードタイムの長さや輸送中のアクシデントの可能性等への適切な対応によりグローバルでの需要変動に柔軟に対応できるよう、販売、物流、生産・調達などの各機能を密接に連携させ、製品ごとに最適な生産地で生産して効率的かつ機動的な物流・在庫マネジメントを実現するサプライチェーンの再構築をプロジェクト体制で進め、コスト競争力の確保及び適正在庫の実現に取り組んでまいります。

#### ③ 品質の向上

当社は生産拠点の効率性を追求し、製品品質の向上とリードタイムの短縮、コスト削減を目指します。更に改善活動を強化し、生産技術の向上に努めてまいります。

#### ④ 環境への対応

当社はSDGsを意識し、地球環境に配慮した生産活動、グリーン調達、RoHS指令、REACH規制等による環境管理物質対策、省資源・省エネ活動、廃棄物の削減、リサイクル等の環境負荷の低減に向けた取り組みを推進し、環境マネジメントシステムの継続的改善に今後も積極的に取り組んでまいります。

⑤ 社会的責任とコンプライアンス意識の向上

当社は永年培ってきた「CANARE」ブランドに責任と誇りを持ち、 法令・社会倫理を遵守していく企業としての社会的責任を負っていると考 えております。そのためにコンプライアンス意識を高め健全な企業活動を 継続させてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りま すようお願い申しあげます。

### (5) 主要な事業内容(2023年12月31日現在)

当社グループは放送・通信用ケーブル、ハーネス、コネクタ及び機器 (パッシブ・電子) の製造を行っており、放送局、通信会社、設備工事会社、放送通信機器メーカ等へ販売しております。

当社グループの主要製品は次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品	用	途
ケーブル	光カメラケーブル、マイクケーブル、 スピーカケーブル、同軸ケーブル		
ハーネス	光カメラケーブル、AV接続ケーフ ル		
コネクタ	光カメラコネクタ、BNCコネク タ、DINコネクタ、接続用工具		ツ競技場、教育施設
機 器 (パッシブ)	オーディオ・ビデオパッチ盤、ビデ オジャック、コネクタ盤、AVコン ソール		・ビデオ設備向け
機 器 (電 子)	光コンバータ、光トランシーバ、ア クティブBNCコネクタ		
その他	他社製品		

## (6) 主要な営業所及び工場(2023年12月31日現在)

名	杉	;		所			在		‡	也
(当社)										
名 古	屋本	社	愛		知	県		日	進	市
新横	浜 本	社	横		浜	市		港	北	区
大 阪	営 業	所	大		阪		市		北	区
福岡	営 業	所	福		岡		市		南	区
(国内子会社)										
カナレハ	・・ネッ	(株)	愛		知	県		日	進	市
カナレコネクティ	イッドプロダク	フツ(株)	横		浜	市		港	北	区
カナレシステ	テムワーク	ス (株)	東		京	都		荒	Ш	区
(海外子会社)										
Canare Corpora America	ation of		米	国	드 ュ	_	ジ	ヤ	ー ジー	<b>一</b> 州
Canare Corpora Korea	ation of		韓		国	ソ		ウ	ル	市
Canare Corpora Taiwan	ation of		台		湾		新		北	市
Canare Electr Co., Ltd.	ic (Shangha	i)	中		玉		上		海	市
Canare Electr Corporation o			中		国		天		津	市
Canare Singapo	ore Private	Ltd.	シ		ン	ガ		ポ	_	ル
Canare Electr Private Ltd.	ric India		イ	ン	ド	=	ユ	_	デ リ	-
Canare Europe	e GmbH		ド	イ	ツ デ	ユニ	ッセ	ル	ドル	フ市
Canare Middle	e East FZ	CO	ア	ラ	ブ 首	長	国	連	邦ドノ	ベイ

- (注) 1. 当社は2023年12月25日付けで新横浜本社所在地を「神奈川県横浜市港北区新横浜 3-19-1」から「神奈川県横浜市港北区新横浜3-9-18」へ変更しております。
  - 2. 2023年12月25日をもって横浜事業所は新横浜本社へ統合いたしました。

## (7) **従業員の状況** (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
	2	269 (76)名	7	3名増

- (注) 従業員数は就業人員であり、パート及び人材会社からの派遣社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
  - ② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	前事業年度末比増減 平 均				平	均	勤	続	年	数
	122	(36) 名	,	7名増			48. 97	歳				18.	2年	=

- (注) 従業員数は就業人員であり、パート及び人材会社からの派遣社員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
  - (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 23,092,200株

② 発行済株式の総数 7,028,060株 (自己株式228,089株を含む)

③ 株主数 8,621名

④ 大株主(上位10名)

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
有限会社香流				800	千株	11.8%			
株式会社新高	輪		800		11.8				
株式会社セン	リキ			350				5.	1
株式会社セン	ユキ		350		5. 1				
川本公夫			4. 4			4			
日本マスター	トラスト信託銀行材	朱式会社		227		3. 4			4
株式会社ノダ	1			200		2. 9			
合同会社カワ	シマ		200		2. 9				
川本重喜			200		2.9				
日本生命保険	相互会社			112				1.	6

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (228千株) を控除して計算しております。
  - 2. 当社は自己株式を所有しており、大株主に該当しますが上記の大株主から除いております。

所有株式数 228千株

発行済株式の総数に対する所有株式数の割合 3.2%

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数(株)	交付対象者数(名)		
取締役(社外取締役を除く)	9,000	6		
社外取締役	_	_		
監査役	_	_		

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2.会社の現況(3)会社役員の状況 ②役員の報酬等(エ)株式報酬の決定と支給について」に記載しております。
  - 2. 上記は、退任した取締役に対して交付された株式も含めて記載しております。

## (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役に関する事項(2023年12月31日現在)

均	也 位			氏	名	ı	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表	取締役を	上長	中	島	正	敬	Canare Corporation of America 取締役※ Canare Corporation of Korea理事※ Canare Corporation of Taiwan董事※ Canare Electric Corporation of Tianjin董事※ Canare Singapore Private Ltd. 取締役※ Canare Electric India Private Ltd. 取締役※ Canare Electric Europe GmbH 取締役※ Canare Middle East F2CO 取締役※ Canare Electric (Shanghai) Co., Ltd. 董事力 ナレハーネス ㈱ 取締役 カナレコネクティッドプロダクツ㈱取締役 製品・物流 担当
取	締	役	後	藤	晃	男	Canare Corporation of Korea理事業 Canare Electric (Shanghai) Co.,Ltd.理事 カ ナ レ ハ ー ネ ス ㈱ 取 締 役
取	締	役	千	種	佳	樹	技術・電子機器・IT担当 カナレコネクティッドプロダクツ㈱代表取締役社長
取	締	役	山	本	英	夫	営業・ソリューション・新規事業担当カナレシステムワークス㈱代表取締役社長
取	締	役	石	井	秀	明	海 外 事 業 本 部 長 Canare Corporation of America 取締役会長 ※ Canare Corporation of Korea代表理事 ※ Canare Corporation of Taiwan董事長 ※ Canare Electric Corporation of Tianjin董事長 ※ Canare Singapore Private Ltd. 取締役社長 ※ Canare Electric India Private Ltd. 取締役 ※ Canare Middle East FZCO 取締役 ※ Canare Electric (Shanghai) Co., Ltd. 董事長 カ ナ レ ハ ー ネ ス ㈱ 取 締 役
取	締	役	柳	Щ	和	英	(株) エ イ ワ 取 締 役 常 務 執 行 役 員
取	締	役	宮	本		透	特定行政書士 行政書士みやもと事務所
取	締	役	小!	野	地佳	文	-
常勤	助監 査	役	辻		重	明	-
監	查	役	三	ツ目	純-	一郎	(株) オージ 総務部長
監	查	役	服业	部		修	パナソニックフィナンシャル&HRプロパートナーズ㈱ シ ニ ア ア ド バ イ ザ ー

※当該子会社は、当社の営業の一部と同一の部類に属する営業を行っております。

(注) 1. 取締役柳川和英氏、宮本透氏及び小野地佳文氏は社外取締役であります。

- 2. 監査役辻重明氏、三ツ目純一郎氏及び服部修氏は社外監査役であります。
- 3. 取締役柳川和英氏及び宮本透氏、監査役辻重明氏、三ツ目純一郎氏及び服部修氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 4. 取締役柳川和英氏、宮本透氏及び小野地佳文氏は、それぞれ大手事務機器・大手電器 メーカでの勤務を経て、その関連会社の執行役員を務めるなど会社運営に携わってこ られ、経営者としての経験を有しております。
- 5. 監査役辻重明氏、三ツ目純一郎氏及び服部修氏はそれぞれ大手電器・コンピューター メーカの経理実務責任者として長年勤められており、財務及び会計に関する相当程度 の知見を有しております。
- 6. 2023年8月31日をもって、取締役(管理・IR・財務・経理担当)伊藤徹秀氏は辞任により 退任いたしました。
- 7. 2023年3月17日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって、監査役財田洋一氏は任期満了により退任いたしました。

#### ② 役員の報酬等

イ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針にかかる 事項

#### (7) 基本方針

当社の取締役に対する報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責及び当社への貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び退職慰労金並びに業績連動報酬としての役員賞与及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

#### (4) 固定報酬の決定と支給について

固定報酬としての取締役の基本報酬は、月額かつ固定で取締役の 役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総 合的に勘案して決定するものとする。

固定報酬としての退職慰労金は、当年度の株主総会で決議した報酬総額の範囲に基づき、在任年数に最終在任時の月額報酬を乗じて支給額を同株主総会の翌月までに支給する。

#### (ウ) 役員賞与の決定と支給について

業績連動報酬としての役員賞与は、当年度の株主総会で決議した報酬総額の範囲に基づき、経常的な営業活動に財務活動を加えた事業全体の成果を表す業績指標として各事業年度の1株当たりの連結純利益を業績指標とし算定し、その額は、外部機関が集計している経営者報酬の調査結果における報酬水準等を考慮して決定する。支給時期は、同株主総会の翌月と12月に支給する。

(エ)株式報酬の決定と支給について

業績連動報酬としての株式報酬は譲渡制限付株式とし、社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」という。)に対して支給するものとして、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額50百万円以内(使用人兼務役員の使用人部分を除く)、かつ、当社が処分する普通株式の総数は年間40,000株以内(ただし、普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合は、分割比率・併合比率に基づいて合理的な範囲内で調整を行う)とする。対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

(オ)報酬等の種類ごとの割合について

固定報酬及び業績連動報酬と取締役の個人別の報酬等に対する割合に関しては、株主と経営者が利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、適切な支給割合とする。 また、社外取締役はその役割と独立性の観点から、固定報酬のみとする。

(カ) 取締役の個人別の報酬等の決定の委任について

各取締役に支給する個別の基本報酬については、取締役会決議に 基づき代表取締役社長に対しその具体的内容の決定を委任するも のとし、代表取締役社長は、業績等も踏まえ、株主総会で決議し た報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応 じて決定する。

株式報酬については、取締役会の決議により各取締役の割当株式 数を決定する。

- (キ)監査役の報酬の額は、1991年6月27日開催の第18期定時株主総会の決議により年額20,000千円以内となっており、その範囲内において、監査役の協議により決定する。
- ロ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬の総額	報	)	対象となる	
仅貝凸刀	(千円)	基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	役員の員数(名)
取締役	106, 536	77, 374	21, 400	7, 762	9
(うち社外取締役)	(7,891)	(7, 891)	(-)	(-)	(3)
監査役	15, 686	15, 686	_	_	4
(うち社外監査役)	(15, 686)	(15, 686)	(-)	(-)	(4)
合 計	122, 223	93, 061	21, 400	7, 762	13
(うち社外役員)	(23, 577)	(23, 577)	(-)	(-)	(7)

- (注) 1. 取締役報酬額は、2017年3月17日開催の第44期定時株主総会の決議により年額 180,000千円以内となっております。当該定時株主総会終結後の取締役の員数は10名 であり、個人別の報酬額については、報酬等の決定の委任に関する事項にもとづき代 表取締役である中島正敬が決定しております。
  - 2. 監査役報酬額は、1991年6月27日開催の第18期定時株主総会の決議により年額 20,000千円以内となっております。当該定時株主総会終結後の監査役の員数は3名で あります。
  - 3. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「2.会社の現況(3) 会社役員の状況②役員の報酬等(エ)株式報酬の決定と支給について」に記載しております。

- 4. 取締役の基本報酬額及び非金銭報酬額には、2023年8月31日付をもって退任された 取締役に対する金額がそれぞれ12,783千円及び776千円含まれております。
- 5. 監査役の基本報酬額には、第50期定時株主総会の終結をもって退任された監査役に対する金額が600千円含まれております。

#### ③ 社外役員等に関する事項

イ. 社外取締役柳川和英氏は(株)エイワにおいて取締役常務執行役員を されております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありま せん。

社外取締役宮本透氏は特定行政書士として行政書士みやもと事務所を開業しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役三ツ目純一郎氏は(株)オージにおいて総務部長をされております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。 社外監査役服部修氏はパナソニックフィナンシャル&HRプロパートナーズ(株)においてシニアアドバイザーをされております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

- (ア) 社外取締役柳川和英氏は当事業年度開催の取締役会(全13回)の 全てに出席しており、企業経営全般、ガバナンス面での提言に加 え、品質管理面での発言をいただいております。
- (4)社外取締役宮本透氏は当事業年度開催の取締役会(全13回)のうち全てに出席しており、企業経営全般、ガバナンス面での提言に加え、海外マーケティング面での発言をいただいております。
- (ウ) 社外取締役小野地佳文氏は当事業年度中に就任され就任日以降に 開催された全ての取締役会(全11回)に出席しており、企業経営 全般、ガバナンス面での提言に加え、財務・会計面での発言をい ただいております。
- (エ)社外監査役辻重明氏は当事業年度開催の取締役会(全13回)のうち12回に、監査役会(全13回)の全てに出席しており、財務決算報告での発言の他、報告事項や決議事項について毎回適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
- (オ)社外監査役三ツ目純一郎氏は当事業年度開催の取締役会(全13回)及び監査役会(全13回)の全てに出席しており、財務決算報告での発言の他、報告事項や決議事項について毎回適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
- (加) 社外監査役服部修氏は当事業年度中に就任され就任日以降に開催された取締役会(全11回)及び監査役会(全10回)の全てに出席しており、財務決算報告での発言の他、報告事項や決議事項について毎回適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の 規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度額に おいて免除する契約を締結しております。

#### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます)に起因して損害賠償がなされた場合、被保険者が被る損害補償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補されることとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者の犯罪行為等に起因する損害は填補されません。

当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員は、当該保険契約の被保険者であり、その保険料は被保険者の所属に応じ当社と当社の子会社で全額負担しております。

#### (4) 会計監査人の状況

名称

有限責任監査法人トーマツ

#### ② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			34,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額			34, 300

- (注) 1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬 1.300千円を支払っております。
  - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額で記載しております。
  - 3. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度額において免除する契約を締結しております。

### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当

でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### (5) 会社の体制及び方針

内部統制システムの基本方針について

当社は経営基本理念「いつの時代でも存在価値ある企業づくり」を掲げ、時代とともに変化する価値観に対応して、顧客から善い会社として支持され、信頼される会社を目標としております。これを実践するためのパートナーである従業員、仕入先、当社の保有者としての株主の皆様、およびこれらの基盤となる社会からも、信頼されて期待に応えられるような会社の実現をめざす、という企業のあるべき姿を明確にしています。また、内外での企業の不祥事が多発している現状をとらえ、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の内部統制システムの構築において必要な体制を次の9項目について整備いたします。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する ための体制
  - イ. 当社及び子会社の取締役および従業員が、顧客貢献、法令遵守など社会的使命を果たすべき指針である倫理規程を掲げ、これを取締役および従業員が、常時閲覧できるようイントラネットシステム内に保管し、周知徹底をはかります。
  - ロ. 組織規程・業務分掌規程等各規程に基づき、内部監査部門による内部 監査による監査体制を構築し、不正行為の防止、早期発見をはかりま す。
  - ハ. 内部監査の結果についてはそのつど、社長、関係役員、監査役に結果 報告され、必要な対策を検討、実施します。
  - 二. 違反または違反行為を発見した場合、速やかに社長、取締役会に報告 し、処置または対策を命ずるほか、必要な場合は継続して月次の取締 役会においてさらに対策を協議します。
  - ホ. 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関りを持たず、不当・不 法な要求にも応じないことを基本方針とし、その旨を取締役および従 業員に周知徹底するとともに、事案の発生時には関係行政機関や法律 の専門家と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制を整備してお ります。
  - へ. 当社は内部通報規程を定め、監査役、社内担当部門に加えて、当社顧問弁護士および社外の企業倫理ホットラインによる、内部通報窓口を設置し、不正行為などの防止、早期発見を図ります。また、規程において通報者に対する匿名性を担保すると共に不利益となる取扱いの防止を保証することを定めております。

② 取締役の職務執行に係る経営情報の保存管理に関する管理体制 担当部が「文書管理規程」「情報管理規程」その他関連する社内規程に 従い、「株主総会議事録」「取締役会議事録」等の職務執行に係る重要な 文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、常 時これを閲覧することができます。また、会社の重要な情報の適時開示そ の他開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報 を迅速にかつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示し ます。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ.経営上の危機への対応を適時適切に対応するため、危機管理規程を制 定します。
- ロ. 重要な品質欠陥、災害・事故、訴訟等の危機が発生した場合は、即座 に社長並びに取締役会に報告され、必要に応じて対策本部を設置し て、適切な対策を遅滞なく実行します。
- ハ. 内部監査報告書のほか、顧客クレーム、製品事故報告書等を、イントラネットシステム内に保管し、取締役、監査役、関係する従業員が常時閲覧できるよう、日ごろから可能な限り経営の透明性を確保します。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、経営基本理念を実現するために、市場や顧客ニーズの変化、 競合他社との競争状況の変化、経営資源の有効活用等を中長期かつ総 合的に検討した事業戦略を構築し、中期経営計画、年度経営計画を策 定します。
- ロ. 事業目標の達成管理については、毎月の取締役会にて月次業績報告を 確認するほか、子会社会議などで確認検証を行い、対策を実行しま す。
- ハ. 当社及び子会社の決算報告、稟議書、当社の品質管理、営業レポート 等の経営情報は、常時取締役が閲覧できるよう体制を確保します。
- 二. 執行役員制の導入により、取締役会の活性化と意思決定の迅速化をはかり、経営の改革を一層推進します。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための 体制
  - イ. 当社及び子会社の連結並びに単体の決算報告、営業報告ならびに経営 報告はイントラネットシステム内に保管し、取締役、監査役等、会社 が指定する従業員に開示します。
  - ロ. 当社及び子会社の重要事項は、取締役会規程、重要事項の稟議規程に 基づいて審査、決議します。また、その稟議結果は社内イントラネットシステムに保管、開示され、取締役、監査役、関係する担当者が常 時閲覧できます。
  - ハ. 子会社の管理は、子会社管理規程、関係会社稟議運用ルールに基づき 適正に実行します。
  - 二. 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、各子会社に業務全般について、監査を実施します。監査の結果は、社長、監査役、担当取締役及び当該子会社役員に直ちに報告され、必要な対策を実行します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関 する事項
  - イ. 管理担当取締役は、監査役の要請のつど、必要な専門性を有する者を 従業員の中から監査役を補助するスタッフとして任命します。
  - ロ. このスタッフの指揮権は監査役に委譲され、当該使用人の取締役から の独立性を確保するものとします。
  - ハ. スタッフの任命、異動、評価等は監査役と事前協議のうえ決定するものとします。
- ① 当社及び子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - イ. 監査役は、必要なつど当社及び子会社の取締役または使用人に対して、報告や関係資料の提示を求めることができます。
  - ロ. 監査役は、取締役会のほか業務執行の重要な会議に出席することができます。
  - ハ. 当社及び子会社の決算情報、内部監査報告書、稟議書、営業報告書等 の、監査役業務の遂行に必要な情報は、保管文書またはイントラネットシステムに保管することで、監査役が常時閲覧できることを保証します。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 監査役は、定期的または必要に応じて社長との面談等を行い、業務執 行における適正を確保するための意見交換を行います。
  - ロ. 監査役は、監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等に ついて、要請を行うことができます。
  - ハ. 監査役の職務執行に必要な費用及び債務は、監査役の請求に従い、円 滑に支払その他の処理を行います。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する 規程を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上をはかって おります。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (連結)

# 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

科目	金額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15, 556, 783	流動負債	1, 651, 987
現金及び預金	10, 270, 500	買 掛 金	604, 745
受取手形及び売掛金	1, 540, 506	未 払 金	280, 339
商品及び製品	2, 974, 910	未払法人税等	250, 070
仕 掛 品	51, 853	賞 与 引 当 金	74, 759
原材料及び貯蔵品	199, 545	役員賞与引当金	24, 075
そ の 他	521, 117	そ の 他	417, 996
貸 倒 引 当 金	△1, 649	固定負債	235, 541
固定資産	3, 352, 111	繰延税金負債	81, 925
	2, 259, 817	役員退職慰労引当金	52, 307
建物及び構築物	1, 109, 829	退職給付に係る負債	24, 505
機械装置及び運搬具	63, 026	その他	76, 802 1 007 520
	,	(純 資 産 の 部)	1, 887, 528
工具、器具及び備品	124, 869	株主資本	16, 133, 238
土地	806, 906		1, 047, 542
リース資産	155, 184	資本剰余金	1, 177, 110
無形固定資産	15, 235	利益剰余金	14, 182, 372
電話加入権	1, 519	自己株式	△273, 786
そ の 他	13, 715	その他の包括利益累計額	888, 127
投資その他の資産	1, 077, 058	その他有価証券評価差額金	170, 598
投資有価証券	801, 906	繰延ヘッジ損益	206
繰 延 税 金 資 産	56, 615	土地再評価差額金	△371, 051
そ の 他	218, 779	為替換算調整勘定	1, 088, 373
貸 倒 引 当 金	△242	純 資 産 合 計	17, 021, 366
資 産 合 計	18, 908, 894	負債・純資産合計	18, 908, 894

## 連結損益計算書

( 2023年1月1日から 2023年12月31日まで)

		<b>4</b> 3				В		Δ.	(単位・1円)
-		科						金	額 40.070.407
売			上	_		高			12, 872, 437
売		上		原		価			7, 460, 815
	売		上	総		利	益		5, 411, 622
販	売	費及	びー	般管	理	費			3, 743, 234
	営		業		利		益		1, 668, 387
営		業	外	収		益			
	受		取		利		息	41, 476	
	受		取	配		当	金	12, 086	
	不	重	由 産		賃	貸	料	6, 451	
	為		替		差		益	3, 325	
	投	資	事 業	組	合	運用	月 益	3, 698	
	固	定	資	産	売	却	益	150	
	物		品	売		却	益	16, 511	
	そ			0)			他	6, 273	89, 974
営		業	外	費		用			
	支		払		利		息	3, 761	
	売	上	債	権	売	却	損	325	
	不	動	産	賃	貸	原	価	5, 333	
	投	資	事 業	組	合	運用	月損	6, 468	
	固	定	資	産	除	却	損	68	
	そ			0)			他	3, 200	19, 158
	経		常		利		益		1, 739, 203
特		別		利		益			
	投	資	有 価	証	券	売 ま	印 益	8, 700	8, 700
Į ₹	<b>党</b> :	金等	調整	前当	á 期	純	利 益		1, 747, 903
1		人税		民 税	及び	事	業税	519, 365	
	固	年	度	法	人	税	等	76, 327	
1	_ 去	人	税	等	調	整	額	△36, 239	559, 453
1	当	ļ	胡	純		利	益		1, 188, 449
兼	現 会	: 社 株	主に帰	景属す	る当	期 純	利 益		1, 188, 449
$\overline{}$									

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から 2023年12月31日まで)

			株	主 資	本	
	資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年1月1日残高		1, 047, 542	1, 175, 210	13, 285, 332	△335, 601	15, 172, 484
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				△291, 410		△291, 410
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1, 188, 449		1, 188, 449
自己株式の処分			1, 899		61, 814	63, 714
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計		-	1, 899	897, 039	61, 814	960, 754
2023年12月31日残高		1, 047, 542	1, 177, 110	14, 182, 372	△273, 786	16, 133, 238

	その他の包括利益累計額						
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計	
2023年1月1日残高	43, 149	868	△371, 051	849, 093	522, 059	15, 694, 544	
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当						△291, 410	
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1, 188, 449	
自己株式の処分						63, 714	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	127, 449	△661	ĺ	239, 279	366, 067	366, 067	
連結会計年度中の変動額合計	127, 449	△661	_	239, 279	366, 067	1, 326, 821	
2023年12月31日残高	170, 598	206	△371, 051	1, 088, 373	888, 127	17, 021, 366	

#### (連結)

#### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

主要な連結子会社の名称 Canare Electric Corporation of Tianjin

12社

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちCanare Electric India Private Ltd. の決算日は、3月31日であります。 連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算 書類を基礎としております。

- (4) 会計方針に関する事項
  - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

市場価格のない株式等

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

· 商品、製品、原材料、仕掛品

主として、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

• 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりでありま す。

定額法

建物及び構築物 15年及び38年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零と する定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般 債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については、個別に回収可能性 を勘案し、回収不能見込額を計上しておりま

口. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てる

ハ. 役員賞与引当金

ため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

役員賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職 金規程に基づく期末要支給額を計上しておりま

④ 収益及び費用の計上基準

二. 役員退職慰労引当金

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

イ. 放送・通信用ケーブル、ハーネス、コネクタ及び機器 (パッシブ・電子)

主に放送局、通信会社、設備工事会社、放送通信機器メーカ等向けに放送・通信用ケーブル、ハーネス、コネクタ及び機器(パッシブ・電子)の製造及び販売を行っております。約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。そのうち、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、顧客へ製品を出荷した時点で収益を認識しております。輸出販売においては、各取引の貿易条件に従い、主として船積み時点で収益を認識しております。

口. 室間工事

主に顧客に対して当社で設計した室間配線の敷設を請け負う工事を行っております。 請負契約に含まれる設置物品の納入及びそれらの敷設作業が完了し、顧客が検収することをもって履行義務が充足されると判断し、工事物件の検収時点で収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は 損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物 為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算 差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当 処理の要件を充たしている場合には振当処理を 採用しております。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債権債務及び外貨建予定取引

外貨建取引の必要の範囲内で将来の為替変動 によるリスク回避を目的として為替予約取引を 行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ハ. ヘッジ方針

#### ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変 動を比較し、その変動額の比率によって有効性 を評価しております。

#### 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月 17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用 し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会 計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。 なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

#### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

2,634,594千円

(2) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額を「土地再評価差額金」として、純資産の部に計上しております。なお、当該評価差額に係る繰延税金資産相当額112,428千円は、将来の税金負担額を軽減するスケジューリングが困難なため、繰延税金資産として計上しておりません。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に 定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎と なる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基 づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額

△198,266千円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	7,028,060株	_	_	7,028,060株

#### (2) 自己株式の数に関する事項

株	式(	り種	類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普	通	株	式	278, 514株	875株	51,300株	228, 089株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加875株は、譲渡制限付株式報酬制度における株式の無償取得によるものであります。
  - 2. 普通株式の自己株式の減少51,300株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 19,500株及び従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分 31,800株によるものであります。

- (3) 剰余金の配当に関する事項
  - ① 配当金支払額

イ. 2023年3月17日開催の第50期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 134,990千円
 ・1株当たり配当金額 20円00銭
 ・基準日 2022年12月31日
 ・効力発生日 2023年3月20日

ロ、2023年7月28日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額
 ・1株当たり配当金額
 ・基準日
 ・効力発生日
 156,419千円
 23円00銭
 2023年6月30日
 2023年9月12日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 2024年3月22日開催予定の第51期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当原資 利益剰余金
 ・配当金の総額 265,198千円
 ・1株当たり配当金額 39円00銭
 ・基準日 2023年12月31日
 ・効力発生日 2024年3月25日

#### 5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは銀行等金融機関からの借入による資金調達は行っておりません。 資産運用については預金及び上場株式等で運用を行っております。また、デリバティブは 後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨 建の営業債権は為替の変動リスクにも晒されております。投資有価証券は純投資目的の上場 株式の保有が主であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金 はそのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは与信管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。また、投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

その他に外貨建営業債権の回収時の為替変動リスクを軽減するために為替予約取引を実施 しております。なお、デリバティブは運用方針に基づき実需の範囲で行うこととしておりま す。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、未払金及び未払法人税等はそれぞれ短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

			(11211111
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	616, 542	616, 542	_
資産計	616, 542	616, 542	_
デリバティブ取引(*1)	296	296	_

- (\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正 味の債務となる項目については()で示しております。
- (\*2) 組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり金融商品の時価情報の「投資有価証券」には含めておりません。

(単位: 千円)

区分	連結貸借対照表計上額		
組合出資金	185, 364		

- (注)組合出資金につきましては、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計 基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき時価開示の対象としておりま せん。
- (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により 算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券						
株式	428, 318	-	-	428, 318		
債券	-	98, 200	-	98, 200		
投資信託	-	90, 023	-	90, 023		
資産計	428, 318	188, 223	-	616, 542		
デリバティブ取引						
通貨関連	-	296	-	296		

- (注) 1. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計 で正味の債務となる項目については()で示しております。
  - 2.時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

また、投資信託は市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して 市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額 を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

為替予約の時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は下記のとおりであります。

	報告セグメント					
	日本	米国	韓国	中国	台湾	
製品分類別						
ケーブル	1, 520, 933	549, 736	701, 925	740, 552	89, 409	
ハーネス	1, 967, 716	207, 342	51, 320	265, 342	1,526	
パッシブ	1, 003, 380	482, 822	70, 775	193, 454	7, 149	
コネクタ	716, 602	338, 335	112, 646	243, 186	14, 009	
電子機器	895, 719	12, 363	40, 246	22, 988	556	
他社購入品等	249, 728	1,042	62, 168	99, 549	569, 091	
顧客との契約から生じる収益	6, 354, 080	1, 591, 643	1, 039, 083	1, 565, 074	681, 743	
外部顧客への売上高	6, 354, 080	1, 591, 643	1, 039, 083	1, 565, 074	681, 743	

	報告セ	グメント	この(b) (注)	合計
	シンガポール	計	その他(注)	
製品分類別				
ケーブル	358, 288	3, 960, 845	351, 461	4, 312, 307
ハーネス	73, 373	2, 566, 622	237, 984	2, 804, 607
パッシブ	63, 611	1, 821, 193	223, 550	2, 044, 743
コネクタ	63, 533	1, 488, 313	188, 149	1, 676, 463
電子機器	3, 153	975, 026	10, 554	985, 581
他社購入品等	12, 088	993, 670	55, 063	1, 048, 734
顧客との契約から生じる収益	574, 048	11, 805, 673	1, 066, 764	12, 872, 437
外部顧客への売上高	574, 048	11, 805, 673	1, 066, 764	12, 872, 437

- (注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、インド、 欧州及び中東の事業を含んでおります。
- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
  - 「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、通常の支払期限は、履行義務の充足時または請求時から概ね2か月以内であり、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
  - ① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度 (期首)	当連結会計年度 (期末)
顧客との契約から生じた債権	1, 273, 881	1, 540, 506
内、受取手形	133, 876	141, 565
内、売掛金	1, 140, 004	1, 398, 940
契約負債	459, 341	79, 950

- (注) 1. 契約負債は、主として顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に 伴い取り崩されます。
  - 2. 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は 459,341千円であります。
  - 3. 連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。
  - ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約に残存履行義務については注記の対象に含めておりません。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,503円15銭

(2) 1株当たり当期純利益

175円26銭

#### (金額単位の記載方法)

表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10, 661, 390	流動負債	1, 341, 820
現金及び預金	6, 440, 844	買 掛 金	782, 424
受 取 手 形	141, 565	未 払 金	191, 201
売 掛 金	1, 258, 100	未 払 費 用	83, 322
商品及び製品	2, 242, 996	未払法人税等	132, 242
仕 掛 品	1, 914	前受金	8, 709
貯 蔵 品	6, 858	預り金	52, 288
前 払 費 用	37, 537		·
1年内回収予定の関係 会 社 長 期 貸 付 金	58, 080	賞 与 引 当 金	63, 219
未 収 入 金	215, 853	役員賞与引当金	24, 075
その他	257, 810	そ の 他	4, 337
貸倒引当金	△171	固定負債	54, 129
固定資産	3, 497, 958	役員退職慰労引当金	50, 827
有形固定資産	1, 116, 321	退職給付引当金	3, 302
建物	304, 659	負 債 合 計	1, 395, 949
構築物	12, 864	(純資産の部)	
機械及び装置	5, 651	株主資本	12, 963, 645
車 両 運 搬 具	5, 443	資 本 金	1. 047. 542
工具、器具及び備品 土 地	83, 661	資本剰余金	1, 177, 110
土 地 土 地 一 無形固定資産	704, 041 <b>8, 093</b>		
電話加入権	1,000		262, 000
その他	7, 093	その他資本剰余金	915, 110
投資その他の資産	2, 373, 542	利益剰余金	11, 012, 778
投資有価証券	801, 906	その他利益剰余金	11, 012, 778
関係会社株式	463, 146	別途積立金	600, 000
関係会社出資金	161, 937	繰越利益剰余金	10, 412, 778
関係会社長期貸付金	673, 840	自己株式	△273, 786
長期前払費用	20, 890	評価・換算差額等	△200, 246
繰延税金資産	79, 041	その他有価証券評価差額金	170, 598
差入保証金	71, 196	繰延ヘッジ損益	206
保険積立金 そ の 他	101, 650 242	土地再評価差額金	△371, 051
質 倒 引 当 金	∆310	純 資 産 合 計	12, 763, 398
資産合計	14, 159, 348	負債・純資産合計	14, 159, 348
	,		, , . 10

# 損益計算書

( 2023年1月1日から 2023年12月31日まで)

		科							目			金	額
売	上						高					9, 441, 330	
売			上			原		価	i				6, 681, 071
	売		-	Ŀ		総		利			益		2, 760, 259
販	売	費	及	び	_	般管	理	費					2, 303, 526
	営			3	業		利	J			益		456, 732
営		業		5	<b>ለ</b>	収		益					
	受			]	取		利	J			息	8, 317	
	有		価		証		券		利		息	1, 558	
	受		]	瓦		配		当			金	665, 565	
	不		動		産		賃		貸		料	10, 416	
	為			5	替		差	Ē			益	15, 410	
	投	資	1	事	業	組	合	運	F	Ħ	益	3, 698	
	業		ā	务		受		託			料	17, 246	
	物		1	品		売		却			益	16, 511	
	そ					0)					他	4, 326	743, 050
営		業		5	<b>ለ</b>	費		用					
	売	売 上		1	債	権	壳	Ē	却		損	325	
	不		動	j	産	賃	貸	Ī	原		価	1, 167	
	投	資	į	事	業	組	合	運	F	Ħ	損	6, 468	
	そ					0)					他	2, 048	10, 008
	経	経 常					利	J			益		1, 189, 773
特			別			利		益					
	投	資	. 7	有	価	証	券	売	ŧ	却	益	8, 700	8, 700
看	兑	引	Ī	Ú	当	期	l i	純	利		益		1, 198, 473
注	去)	人移	Ź,	1	住 月	<b>税</b>	及	び	事	業	税	269, 373	
ù	田	年		度		法	人		税		等	76, 327	
差	去	人		税	į	等	調		整		額	△21, 251	324, 449
È	当		期			純		利			益		874, 023

# 株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から 2023年12月31日まで)

(単位:千円)

			株	主		資	本		
		資	本 剰 余	金	利	益剰余	金		
	資本金		その他	資本剰余金	その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 計
		資本準備金	資本剰余金	合 計	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	合 計		合 計
2023年1月1日残高	1, 047, 542	262, 000	913, 210	1, 175, 210	600, 000	9, 830, 164	10, 430, 164	△335, 601	12, 317, 316
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△291, 410	△291, 410		△291, 410
当期純利益						874, 023	874, 023		874, 023
自己株式の処分			1, 899	1, 899				61, 814	63, 714
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	_	_	1, 899	1, 899	_	582, 613	582, 613	61, 814	646, 328
2023年12月31日残高	1, 047, 542	262, 000	915, 110	1, 177, 110	600, 000	10, 412, 778	11, 012, 778	△273, 786	12, 963, 645

		44.75			
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合 計	純資産合計
2023年1月1日残高	43, 149	868	△371, 051	△327, 034	11, 990, 282
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△291, 410
当期純利益					874, 023
自己株式の処分					63, 714
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	127, 449	△661	l	126, 787	126, 787
事業年度中の変動額合計	127, 449	△661		126, 787	773, 115
2023年12月31日残高	170, 598	206	△371, 051	△200, 246	12, 763, 398

#### (個別)

#### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
    - イ. 子会社株式及び関連会社株式
    - ロ. その他有価証券
      - ・市場価格のない株式等以外のもの
      - ・市場価格のない株式等
  - ② デリバティブの評価基準及び評価方法
  - ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
    - · 商品、製品、仕掛品
    - 貯蔵品
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金
  - ② 賞与引当金
  - ③ 役員賞与引当金
  - ④ 役員退職慰労引当金
  - ⑤ 退職給付引当金

移動平均法による原価法

時価法(評価差額金は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定) 移動平均法による原価法 時価法

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日 以降に取得した建物附属設備及び構築物につい ては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりでありま す。

建物 15年及び38年 定額法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般 債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については、個別に回収可能性 を勘案し、回収不能見込額を計上しておりま す。

従業員に対して支給する賞与の支出に充てる ため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間 に基づく賞与支給見込額を計上しております。

役員賞与の支出に備えて、支給見込額に基づ き当事業年度の負担額を計上しております。

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職 金規程に基づく期末要支給額を計上しておりま す。

退職給付費用の計算には、退職給付に係る期 末自己都合要支給額を当該引当金とする方法を 用いた簡便法にて計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行 義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 放送・通信用ケーブル、ハーネス、コネクタ及び機器 (パッシブ・電子)

主に放送局、通信会社、設備工事会社、放送通信機器メーカ等向けに放送・通信用ケーブル、ハーネス、コネクタ及び機器(パッシブ・電子)の製造及び販売を行っております。約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。そのうち、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、顧客へ製品を出荷した時点で収益を認識しております。輸出販売においては、各取引の貿易条件に従い、主として船積み時点で収益を認識しております。

#### ② 室間工事

主に顧客に対して当社で設計した室間配線の敷設を請け負う工事を行っております。請負契約に含まれる設置物品の納入及びそれらの敷設作業が完了し、顧客が検収することをもって履行義務が充足されると判断し、工事物件の検収時点で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として 処理しております。

- (6) ヘッジ会計の方法
  - ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当 処理の要件を充たしている場合には振当処理を 採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- ③ ヘッジ方針

ヘッジ手段…為替予約

外貨建取引の必要の範囲内で将来の為替変動 によるリスク回避を目的として為替予約取引を 行っております。

ヘッジ対象…外貨建債権債務及び外貨建予定取引

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変 動を比較し、その変動額の比率によって有効性 を評価しております。

#### 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月 17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時 価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準 適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

#### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

(2) 関係会社に対する短期金銭債権

(3) 関係会社に対する長期金銭債権

(4) 関係会社に対する短期金銭債務

(5) 土地の再評価

十地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、当該評価差額を「土地再評価差額金」として、純資産の部に計上しており ます。なお、当該評価差額に係る繰延税金資産相当額112,428千円は、将来の税金負担額を 軽減するスケジューリングが困難なため、繰延税金資産として計上しておりません。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に 定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎と なる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基 づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

1,661,411千円

467,555千円

673,840千円

387.529千円

再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額

△198, 266千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高

② 什入高

③ その他の営業取引高

④ 営業取引以外の取引高

3,087,249千円

3,212,294千円

66,261千円

688,625千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株	式の	り種	類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普	通	株	式	278, 514株	875株	51,300株	228, 089株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加875株は、譲渡制限付株式報酬制度における株式の無償取得 によるものであります。
  - 2. 普通株式の自己株式の減少51,300株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 19.500株及び従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分 31,800株によるものであります。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	9,464千円
賞与引当金	19, 155
研究開発用資産一括費用計上	18, 794
棚卸資産評価損	57, 236
減損損失	90, 683
役員退職慰労引当金	15, 400
関係会社株式評価損	19, 882
その他	37, 413
繰延税金資産小計	268, 031
評価性引当額	△126, 116
繰延税金資産合計	141, 914
繰延税金負債	
その他	△62, 872
繰延税金負債合計	△62, 872
繰延税金資産の純額	79,041

なお、土地再評価差額金に係る繰延税金資産相当額については、繰延税金資産として計上しておりません。

#### 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等 の 所 有 割 合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
子会社	カナレハーネス㈱	直接100%	当社製品の製造 役員の兼任	製品の仕入 土地の賃貸 建物の賃借 貸付金の回収 利息の受取	66, 261 138, 080	未収入金 関係会社長期	132, 085 73, 608 731, 920
子会社	カナレコネクティッ ドプロダクツ(株)		当社製品の製造 役員の兼任	製品の仕入	683, 471	買掛金 未収入金	28, 931 11, 880
子会社	Canare Electric (Shanghai)Co.,Ltd.	同上	当社製品の製造 役員の兼任	製品の仕入	784, 450	買掛金 未収入金	192, 904 17, 529
子会社	Canare Electric Corporation of Tianjin	同上	中国・香港における 当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売	654, 443	売掛金	28, 312

- (注) 1. 製造子会社からの製品の仕入及び販売子会社への当社製品の販売の際の価格その他の 取引条件は、市場価格を参考に決定しております。
  - 2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
  - 3. 賃貸借取引については近隣の一般的な取引実勢を参考にしております。

### 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。なお、通常の支払期限は、履行義務の充足時または請求時から概ね2か月以内であり、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
- (2) 1株当たり当期純利益

1,876円98銭 128円89銭

#### (金額単位の記載方法)

表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

カナレ電気株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂 部 彰 彦 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 細 井 怜

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カナレ電気株式会社 の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、す なわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連 結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について 監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠して、カナレ電気株式会社及び連結子会社 からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、 全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に 準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計 算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我 が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立 しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判 断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任 は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査 役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取 締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通 読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法 人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討するこ と、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆 候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これに は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが 含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における 取締役の職務の執行を監視することにある。 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者 によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当 性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当 と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連す る注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計 算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評 価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の 財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結 計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査 人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

カナレ電気株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ 名 古 屋 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 業務執行社員

坂 部 彰 彦

指定有限責任社員公認会計士細井 業務執行社員

怜

## 監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カナレ電気株式 会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第51期事業年度の計算書類、 すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方 針及びその他の注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。) について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認 められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び 損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に 準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書 類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が 国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見 表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任 は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査 役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取 締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示す るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ る。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における 取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明する ためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に 応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者 によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当 性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する 注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等 が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価す る。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した 監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告 いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の 実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査 人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を 求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当で あると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当で あると認めます。

#### 2024年2月22日

以上

## 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第51期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を 勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金39円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は265,198,869円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年3月25日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役8名全員が任期満了となります。つきましては改めて社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	なか じま まき ひろ 中 島 正 敬 (1963年6月23日 <u>4</u>	1986年3月 当社入社 1995年4月 当社営業部国内営業課横浜営業 所長 1998年7月 当社国内営業1部部長 2005年4月 当社執行役員国内営業部長 2014年1月 当社執行役員国内営業部門長 2014年3月 当社取締役執行役員国内営業部 門長 2017年1月 当社取締役電子機器担当 2020年1月 当社代表取締役社長 2020年2月 当社代表取締役社長 2020年2月 当社代表取締役社長 (重要な兼職の状況) Canare Corporation of America取締役 Canare Corporation of Korea理事 Canare Corporation of Taiwan董事 Canare Electric Corporation of Tianjin董事 Canare Singapore Private Ltd. 取締役 Canare Electric India Private Ltd. 取締役 Canare Electric (Shanghai) Co., Ltd. 董事 カナレハーネス株式会社取締役 カナレシステムワークス株式会社取締役 カナレコネクティッドプロダクツ株式会社取締役	6,800株

候補者番 号	。。。。。。 氏 (生年月日)	略歴、地位	立、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	千 麓 佳 樹 (1956年7月17日生)	2022年3月 2022年3月 (重要な兼理	同社光通信研究所光ファイバ研究部長 同社電子ワイヤー事業部技師長 同社退職 当社入社デジタルネットワーク 戦略室長 当社執行役員電子機器開発担当 当社執行役員技術本部長 当社取締役執行役員技術本部長 当社取締役技術・電子機器・IT 担当執行役員(現任) 識の状況) カティッドプロダクツ株式会社	1,500株
3	でま かで ま 山 本 英 夫 (1963年10月10日生)	2008年4月 2010年12月 2011年1月 2011年3月 2020年2月 2022年1月 2022年4月 (重要な兼理	東京ナショナル通信特機株式会社(現パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社)入社同社テクニカルエンジニアリングチームリーダー同社退職当社入社カナレシステムワークス株式会社代表取締役社長当社執行役員新規事業担当当社執行役員ソリューション事業本部長当社取締役執行役員ソリューション・新規事業担当執行役員(現任)	1,500株

候補者番 号	氏 "名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	吉 野 精 一 (1964年6月1日生)	1988年4月 当社入社 2012年4月 海外営業部長 2020年2月 営業担当執行役員 2023年1月 海外営業担当執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) Canare Corporation of America取締役 Canare Corporation of Korea理事 Canare Corporation of Taiwan董事 Canare Electric Corporation of Tianjin董事 Canare Singapore Private Ltd. 取締役 Canare Electric India Private Ltd. 取締役 Canare Europe GmbH取締役 Canare Middle East FZCO取締役	1, 200株
5	深 津 正 敏 (1966年2月12日生)	1987年4月 岡崎市民信用組合入組 1990年7月 同組合退組 1990年8月 当社入社 2019年4月 情報システム部長 2021年1月 製品部長 2022年4月 製品・物流担当執行役員(現 任) (重要な兼職の状況) カナレハーネス株式会社取締役 Canare Electric (Shanghai) Co., Ltd. 董事	8, 200株
6	近 籐 萱 萱 (1968年 6 月28日生)	1991年4月 当社入社 2017年1月 品質・環境管理部長 2022年4月 品質・環境管理担当執行役員 2024年1月 執行役員ものづくり推進本部長 (現任)	1,200株

候補者番 号	É	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
7	石 井 秀 朝 (1955年12月2日生)	1978年4月 協同組合岡山県アパレルグレーディングセンター入社  1983年3月 同社退職  1983年4月 富士ゼロックス株式会社 (現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社) 入社  2004年4月 Fuji Xerox of Shanghai Limited SCM 担当副社長  2007年10月 富士ゼロックス株式会社 (現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社) SCM部ロジスティックグループ長  2013年4月 富士ゼロックス北日本株式会社執行役員マーケティング統括長  2018年6月 同社退職  2020年3月 当社社外取締役  2022年4月 当社取締役経営推進担当執行役員  2023年1月 当社取締役海外事業本部長(現任)  (重要な兼職の状況)  Canare Corporation of America取締役会長  Canare Corporation of Korea代表理事  Canare Electric Corporation of Tianjin董事長  Canare Electric India Private Ltd. 取締役社長  Canare Electric India Private Ltd. 取締役  Canare Middle East FZCO取締役  Canare Electric (Shanghai) Co., Ltd. 董事長  カナレハーネス株式会社取締役	1,500株

候補者 番 号	(生年月日)	略歴、地位、	担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
8	營 苯 透 (1955年7月25日生)	2006年7月 2010年10月 2012年7月 2017年7月 2018年7月	当社社外取締役 (現任) 畿の状況)	一株
9	<sup>まの ちかぶみ</sup> 小野 地佳文 (1956年 6 月28日生)	1997年10月 2007年4月 2015年5月 2016年6月 2017年3月 2019年3月	松下電器貿易株式会社入社パナソニック信興機電(香港)販売株式会社及びパナソニック機電(深せん)販売株式会社管理部門担当取締役パナソニックデバイス販売欧州有限会社管理部門担当取締役パナソニックカーエレクトロニクス株式会社経理担当取締役パナソニック株式会社(現パナソニックホールディング株式会社)退社当社常勤監査役当社退社	200株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 宮本透氏及び小野地佳文氏は、社外取締役候補者であります。
  - 3. 宮本透氏は、大手事務機器メーカの勤務を経て、その関連会社の取締役や執行役員を 務めるなど、会社運営に携わってこられました。そこで得られた知識や経験等を当社 の経営に生かしていただきたく、社外取締役役として選任をお願いするものです。小 野地佳文氏は、大手電機メーカ勤務を経て、その関連会社の取締役を務めるなど会社 運営に携わってこられました。また、当社において常勤監査役を務めていただいたこ ともあり、そこで得られた知識や経験等を当社のガバナンス強化に生かしていただき

たく、社外取締役として選任をお願いするものです。

- 4. 宮本透氏及び小野地佳文氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、宮本透氏は2年、小野地佳文氏は1年となります。
- 5.当社は、宮本透氏及び小野地佳文氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき最低 責任限度額を限度とする責任限定契約を継続する予定であります。
- 6.当社は、宮本透氏を引続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます)に起因して損害賠償がなされた場合、被保険者が被る損害補償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補されることとしており、各候補者の選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者となります。

なお、当該保険契約を任期期間中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 【ご参考】

当社の取締役会は、経営戦略に照らして重要な業務執行の意思決定および適切な業務執行の監督、監査機能をバランス良く発揮するため、現時点での取締役会において重要と考える知見・経験を「企業経営」、「ガバナンス」、「財務・会計」、「ITデジタル」、「製造・技術」、「マーケティング・営業」、「グローバル」と特定しております。

本総会終結後の取締役に対して、これまでの経験や保有する知見のうち、当社が特に期待するものは以下のとおりです。

	企業経営	ガバナンス	財務・ 会計	IT デジタル	製造・ 技術	マーケテ ィング・ 営業	グローバル
中島正敬	•	•		•		•	•
千種佳樹	•			•	•		•
山本英夫	•			•	•	•	
吉野精一	•					•	•
深津正敏	•			•	•		
近藤道直	•	•			•		
石井秀明	•	•			•	•	•
宮本 透	•	•			•	•	•
小野地佳文	•	•	•				•

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2023年3月17日開催の第50期定時株主総会において補欠監査役に選任された林 享氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定め る監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、改めて補欠監査役1名の選任を お願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。 補欠監査役候補者は次のとおりであります。

が 氏 (生 年 月 日)	略歴及び重要な	所 有 株 ュ		
	1998年10月 監査法人ト	ーマツ(現 有限責		
	任監査法人	トーマツ)入所		
	2002年4月 公認会計士	<b>全</b> 録		
はやしあきら	2005年1月 林直美税理士事務所入所			
ttpl	2005年1月 林享公認会計士事務所設立			一株
(1974年4月30日生)	所長 (現任)			
	2005年5月 税理士登録			
	2019年5月 林享税理士	事務所設立 所長		
	(現任)			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 林享氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
  - 3. 林享氏は、公認会計士として財務及び会計に精通しており、公認会計士としての客観的な立場から当社グループの監査において有益なご意見やご指導をいただけるものと判断し補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - 4. 林享氏が監査役に就任された場合には、当社は林享氏との間で会社法第427条第1項の 規定に基づき最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
  - 5.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で 締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます)に 起因して損害賠償がなされた場合、被保険者が被る損害補償金や訴訟費用等を当該保 険契約により填補されることとしており、林享氏が監査役に就任された場合は当該保 険契約の被保険者に含められることとなります。

### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

2023年8月31日付をもって取締役を退任された伊藤徹秀氏並びに本総会終結の時をもって退任される後藤晃男氏及び柳川和英氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い総額19,775,000円の退職慰労金を贈呈したいと存じます。その具体的な贈呈の時期、方法などについては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、当社の役員退職慰労金の支給につきましては、添付書類「事業報告 2. 会社の現況 (3)会社役員の状況 ②役員の報酬等 イ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針にかかる事項 (4)固定報酬の決定と支給について」をご参照ください。

### 退任取締役の略歴は次のとおりであります。

, E	ŋ	が	* 名		略歷
伊	藤	微	ひで 秀	2019年3月	当社取締役
			労	2023年8月	辞任により退任
後	きう藤	<sup>あき</sup> 晃	男	2005年6月	当社取締役(現任)
*** 柳	л́ф ∏	かず 和	英	2020年3月	当社社外取締役(現任)

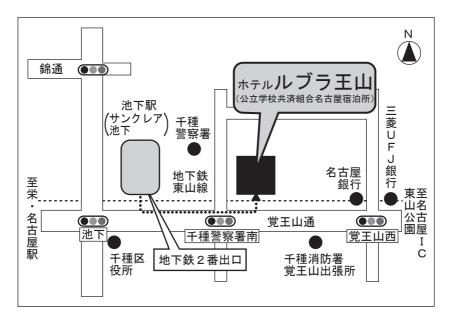
## 第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の社外取締役を除く取締役5名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額21,400,000円支給することといたしたく存じます。

なお、当社の役員賞与の支給につきましては、添付書類「事業報告 2.会社の 現況 (3)会社役員の状況 ②役員の報酬等 イ.役員の報酬等の額またはその算定 方法の決定に関する方針にかかる事項 (ウ)役員賞与の決定と支給について」をご 参照ください。

以上

# ■ 株主総会会場ご案内図 ■



### 会 場

愛知県名古屋市千種区覚王山通8丁目18番地 ホテル ルブラ王山 2階「飛翔の間」 電話(052)762-3151(代表)

## 交通のご案内

地下鉄東山線「池下駅」下車 徒歩3分です。 2番出口をご利用ください。

(名古屋駅より池下駅までは約15分です。)

※お願い:駐車場の用意はいたしておりません。

公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあ げます。

神奈川県横浜市港北区新横浜 3 - 9 - 1 8 新横浜 T E C H ビル A館 6 階

<お問い合わせ先> カナレ電気株式会社 新横浜本社 IR担当

電話 (045) 620-7474